



県内初 「高齢者の見守りシール」の支給について

導入経過

松戸市では高齢化の進展により、認知症の方が今後さらに増加することが見込まれており、「認知症を予防できる街まつど・認知症になっても安心して暮らせる街まつど」をめざしております。認知症高齢者が行方不明になった際には、警察と連携し、防災行政用無線を活用した探索を行っており、平成28年度は34件の放送を行いましたが、さらに重層的な対策が必要であることから、今年度より本事業を開始するものです。

目的

- 認知症などによって行方不明になった高齢者の安全を確保し、ご家族や介護をする方の負担を軽減する。
- 認知症高齢者を発見・保護した方が必要な情報を得られることで、スムーズな声かけ、対応を行いやすくなり、積極的な見守り体制の強化につながる。

見守りシールの特徴

- 家族や介護者が登録した注意事項などの基礎情報を携帯電話などで読み取ることのできるQRコードが印字されている。(個人情報とは特定されない)
- 高齢者の衣服や靴、かばんなどの持ち物に貼って使用する。
- 行方不明となった高齢者の発見者がQRコードを読み取ることで、高齢者の介護者と伝言板を通じてやり取りを行うことができる。
- 株式会社みらい町内会(本社：東京都世田谷区)が開発したもので、全国で10自治体が導入を始めているが、千葉県内では松戸市が初めての導入となる。

見守りシール使用の流れ

- ① 見守りシールを衣服などに貼付ける
 - ② 高齢者についての基礎情報を介護者が登録する
 - ③ 高齢者が行方不明になったら、介護者が伝言板に情報を入力する
 - ④ 行方不明になった高齢者の発見者がQRコードを読み取り、伝言板を通じて介護者とのやり取りを開始する
 - ⑤ 伝言板を通じてやり取りを行い、高齢者を介護者のもとに引き渡す
- ※双方の個人情報(氏名、連絡先等)のやり取りは不要で、個人情報は特定されない。





支給の対象者

- (1) 認知症などによって行方不明となり、防災行政用無線を利用した探索放送を利用したことがある高齢者
- (2) 道に迷った、家が分からなくなってしまったなどにより、警察に連絡または保護されたことがある高齢者

支給枚数

対象者1名につき、見守りシール50枚セット(耐洗ラベル40枚、蓄光シール10枚)を無料で配布

申請受付開始 平成29年7月20日(木)

支給申請先 高齢者支援課

周知方法

- (1) 地域包括支援センター職員、介護支援専門員への周知
- (2) 広報まつど8月15日号に掲載
- (3) 松戸市ホームページに掲載(広報掲載と同時期を予定)

※周知とあわせて、松戸警察署および松戸東警察署生活安全課にシールの概要を説明し、協力依頼を行っております。

配布物 「高齢者の見守りシールについて」ちらし

【問い合わせ先】

福祉長寿部 高齢者支援課 ☎047-366-7343



高齢者の見守りシールについて

松戸市では、認知症などによって行方不明になった高齢者の安全を確保し、ご家族や介護をする方の負担を軽減することを目的に、見守りシールの支給を始めました。

○見守りシールとは

家族や介護者が登録した注意事項などの情報を携帯電話などで読み取ることのできるQRコードが印字されたシールで、高齢者の衣服や靴、かばんなどの持ち物に貼って使用します。



<見守りシール見本>

見守りシールで何ができるの？

① 見守りシールを衣服などに貼付けます。



② 高齢者についての基礎情報の登録 <初期登録>

- ・見守りシールのQRコードを読み取り、高齢者の情報を登録します。
- ・登録情報：高齢者のニックネーム、生年月日、性別、身体的特徴、既往症、保護時に注意すべきこと、発見通知メールアドレス



③ 高齢者が行方不明になったら <伝言板に入力>

- ・介護者が伝言板にアクセスし、行方不明情報（日時、場所、発見時の注意事項等）を入力し、伝言板をスタートさせます。



④ 高齢者が発見されたら <伝言板のやり取り→お迎え>

- ・高齢者の発見者が見守りシールのQRコードを読み取ると、伝言板につながります。同時に介護者にQRコードが読み取られたことを知らせるメールが送られます。
- ・発見者が発見情報を入力・送信し、その後は伝言板を通じて介護者と発見者でやり取りをし、高齢者を介護者のもとへ引き渡します。



⑤ 引き渡し完了

- ・解決済の入力を行うことで、伝言板の内容は消去されます。

○支給の対象者

- (1) 認知症などによって行方不明となり、防災行政用無線を利用した探索放送を利用したことがある高齢者
- (2) 道に迷った、家が分からなくなってしまったなどにより、警察に連絡または保護されたことがある高齢者

※介護施設（グループホームを含む）に入居している方は支給の対象にはなりません。

○支給までの流れ

高齢者支援課または高齢者いきいき安心センターに相談

★見守りシールについての説明を受けます



高齢者支援課にて見守りシール支給申請の手続きをする

★手続きに必要なもの

- ①申請者の印鑑
- ②対象者および申請者の身分証明書（住所、氏名、生年月日が確認できるもの）



見守りシールの支給

★対象者1名につき、見守りシール50枚セット（耐洗ラベル40枚、蓄光シール10枚）を無料で配布します。

★ご希望の方は、職員が初期登録のお手伝いをいたします。

※添付の説明書は大切に保管してください

※支給は1度きりで、追加支給はありません。

※支給された見守りシールの他人への譲渡、販売、改ざん、目的外使用は認められません。

※対象者および申請者、連絡先となっている方の氏名、住所、連絡先、メールアドレスに変更が生じた場合は高齢者支援課までご連絡ください。



<問い合わせ先>

松戸市福祉長寿部高齢者支援課

〒271-8588 松戸市根本 387-5

☎ (047) 366-7343